



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定（環境整備課） …… 1
- 土地改良区の解散（村づくり計画課） …… 1
- 都市計画事業の変更の認可（都市公園課） …… 2

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（都市公園課） …… 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（都市公園課） …… 3

病院事業局事項

- 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する規程 …… 5
- 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する訓令 …… 5

告 示

沖縄県告示第415号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、同項に規定する指定区域として次のとおり指定する。

令和5年12月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

指定区域	埋立地の区分
島尻郡久米島町字比嘉赤平原2155番並びに字比嘉赤平原2156番1、2156番6、2156番8、2156番9、2156番15、2156番19及び字比嘉スキナ原2184番21のそれぞれの一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号の埋立地
島尻郡久米島町字大原東開465番、473番1、510番、511番、512番、513番及び514番のそれぞれの一部並びに465番、473番1、511番、512番及び513番地先	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の31第2号の埋立地

沖縄県告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

令和5年12月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 白川原土地改良区
- 2 解散認可年月日 令和5年11月22日

沖縄県告示第417号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和51年沖縄県告示第421号で認可した名護都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年12月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・名1号21世紀の森
- 3 事業施行期間 昭和51年12月6日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年12月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県総合運動公園陸上競技場の備品
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）第2条の規定による事業者（競争入札参加資格者名簿に登録されている者）であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
 - (2) 4(1)の書類に虚偽の事実を記載した者
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近1年間の消費税及び地方消費税並びに都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
 - カ 社会保険等に加入していることが確認できる書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等を入手するための手段、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等を入手するための手段 沖縄県土木建築部都市公園課ホームページから様式をダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県土木建築部都市公園課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2035
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和6年1月5日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日

を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便などにより通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和6年3月31日(日曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
 - (4) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (5) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県総合運動公園陸上競技場の備品に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和5年12月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県総合運動公園陸上競技場の備品 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 仕様書による。
 - (4) 納入の場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和5年12月8日付け沖縄県公報定期第5176号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県総合運動公園陸上競技場の備品に係る一般競争入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県土木建築部都市公園課ホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和6年1月5日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県土木建築部都市公園課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2035
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和6年1月18日(木曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和6年1月18日(木曜日)午前10時

- (2) 場所 沖縄県庁11階第4会議室
- 6 入札保証金 見積る金額の100分の5以上の金額を仕様書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (4) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (5) 入札条件に違反した入札
- (6) 連合その他不正の行為があった入札
- (7) 入札書が提出期限を過ぎて到着した入札
- (8) 郵便入札用封筒に記載された入札件名又は商号等と、同封された入札書の入札件名又は商号等が異なる入札
- (9) 入札書を封入した封筒について、封がされていない、又は封印の印影が入札書の印影と異なる封筒による入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和6年1月18日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を入手する手段 沖縄県土木建築部都市公園課ホームページからダウンロードすること。
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県土木建築部都市公園課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出方法 郵送による入札とし、入札者は、簡易書留郵便により令和6年1月17日（水曜日）午後5時までに、3(2)の場所に提出すること。
- (2) 電報及び電送による入札は、認めない。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、仕様書による。
- 13 Summary
- (1) Items and Quantity to be Procured
Okinawa Prefectural Sports Park Sporting Goods Complete Set
- (2) How to Submit the Bid Document:
Due date : 17:00 Friay, January 5, 2024
The bid document must be delivered by registered mail to our division (information below).

We do not accept bid documents that are sent digitally or by any other methods.

(3) Bid Opening:

Date and time : 10:00 Thursday, January 18, 2024

Place: Conference room 4 11th floor, Okinawa Prefectural Government Building

(4) Division Information:

Urban Park Division, Department of Civil Engineering and Construction, Okinawa Prefectural Government

1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa 900-8570 Japan

Telephone: 098-866-2035

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第9号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月8日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する規程

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「3,000円とする。ただし、患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円」を「290円」に改める。

第5条を削る。

第6条第1項中「感染拡大防止対策作業」の次に「（県立病院（診療所を含む。）内において新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための対策の企画又は実施の作業をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第5条とする。

附 則

この規程は、令和5年12月8日から施行し、改正後の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の規定は、同年10月1日から適用する。

沖縄県病院事業局訓令第2号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月8日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する訓令

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「3,000円とする。ただし、患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円」を「290円」に改める。

第4条を削る。

第5条第1項中「感染拡大防止対策作業」の次に「（県立病院（診療所を含む。）内において新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための対策の企画又は実施の作業をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第4条とする。

第6条を削る。

第7条中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第5条とする。

附 則

この訓令は、令和5年12月8日から施行し、改正後の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の規定は、同年10月1日から適用する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---